

「特別養護老人ホーム田井の里」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(真岡市指定第 0990900094 号)

当施設は、ご契約者に対して、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1 施設経営法人	2
2 ご利用施設	2
3 居室・設備の概要	2
4 職員の配置状況	2
5 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	6
7 身体拘束の禁止について	8
8 守秘義務について	8
9 情報の提供について	8
10 緊急時の対応	8
11 非常災害対策について	9
12 業務継続計画の策定等	9
13 事故発生時の対応	9
14 虐待防止に関する事項	9
15 施設の造作・模様替えの制限について	9
16 残置物引き取りについて	9
17 苦情の受付について	9

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 飛山の里福祉会
(2) 法人所在地 栃木県宇都宮市竹下町1199-1
(3) 電話番号 028-667-0041
(4) 代表者氏名 理事長 直井 修一
(5) 設立年月 平成4年6月25日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
平成26年12月1日指定 真岡市第 0990900094 号
(2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 田井の里
(3) 施設の所在地 栃木県真岡市西田井748番地2
(4) 電話番号 0285-81-6500
(5) 施設長(管理者)氏名 高橋 勝久
(6) 当施設の運営方針 入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づいて、その居宅における生活に出来るだけ近づけるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。
(7) 開設年月日 平成26年12月1日
(8) 入所定員 29人

3 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は全室個室ですが、10人（又は9人）の方々を1グループとして、グループごとの生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	29室	1ユニット10室又は9室
共同生活室	3室	1ユニット1室
食堂	3室	1ユニット1室
医務室	1室	
浴室	4室	1ユニット1室ほか1室

※ 上記は、真岡市が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に設置が義務付けられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1 施設長	1名	1名
2 生活相談員	1名	1名
3 介護職員	12名以上	12名以上
4 看護職員	1名以上	1名以上
5 機能訓練指導員	1名	1名
6 介護支援専門員	1名	1名
7 医師	1名	1名
8 管理栄養士又は栄養士	1名	1名

※常勤換算

※常勤換算

※非常勤

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制	
1 医師	隔週 木曜日 10：00～12：00	
2 介護職員	【早番】 6:00～15:00 6:30～15:30 6:45～15:45 7:00～16:00 7:30～16:30 8:00～17:00	【遅番】 11:30～20:30 12:00～21:00 12:15～21:15 12:30～21:30 13:00～22:00 13:30～22:30
	【日勤】 8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00	【夜勤】 21:00～7:00 (休憩 2.0h) 21:30～7:00 (休憩 1.5h) 22:00～7:00 (休憩 1.0h) 22:00～7:30 (休憩 1.5h) 22:00～8:00 (休憩 2.0h)
3 看護職員	【日勤】 7:30～16:30 8:00～17:00 8:30～17:30 9:30～18:30 10:00～19:00	

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合

② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

(サービスの概要)

① 入浴

- 原則として、週に2日入浴していただけます。
- ただし、ご契約者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。

② 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ご契約者の1日の生活の流れに沿って、心身の状況に応じた支援を適切に行います。
- 寝たきり防止のため、離床を適切に支援します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを適切に支援します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、整容を適切に支援します。

⑥ 栄養管理

- 管理栄養士又は栄養士が、個々のご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 必要な方に、医師の食事箋に基づく療養食を提供します。

(サービス利用料金)

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

(ア) 基本料金 （料金表別紙参照）

(イ) 加算料金 （料金表別紙参照）

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記のとおりです。

1 サービス利用料金	2,460 円
2 うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3 自己負担額（1-2）	246 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

① 食事

- 当施設では管理栄養士又は栄養士が立てる献立表によりご契約者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- 食事時間は次のとおりです。
朝食 7:30 から 昼食 12:00 から 夕食 17:30 から
- 食費は利用者の方の市町村民税の負担状況等により、負担額が異なります。なお、利用者お一人おひとりの健康、栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります。(料金表別紙参照)

② 特別な食事

- ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

③ 理美容サービス

- 理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費

④ 預かり金の管理

- 利用者預かり金等管理規程に基づき、施設が預かり金等を管理する場合にご負担いただきます。
利用料金：1月当たり 1,500 円

⑤ 教養娯楽費（レクリエーション、クラブ活動等）

- ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ 複写物の交付

- ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
1枚につき 10 円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

- 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
- 個室でご使用される日用品等
- おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑧ 居住費

- 当施設は、すべての居室が「ユニット型個室」で、ご負担していただく居住費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額は異なります。(料金表別紙参照)
- 外泊時・短期入院時もご負担いただきます。

⑨ 電気使用量

- 個室に個人の電化製品の持ち込みをされた場合（冷蔵庫、テレビ等）
日額 50 円

⑩ ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合

- ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間につき契約時の実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア 窓口での現金支払

イ 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：足利銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 医療機関

*医療機関の名称 田井の里クリニック 栃木県真岡市西田井 748-2
診療科 小児科 内科

② 協力医療機関

*医療機関の名称 福田記念病院 栃木県真岡市並木町 3-10-6
診療科 内科 その他
*医療機関の名称 菊池病院 栃木県益子町塙 316
診療科 精神科 内科 その他

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な損壊等により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・尊厳等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・尊厳等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（＊）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* ご契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等、短期入院の場合
1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日あたり246円）
- ② 上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は上記利用料金をご負担いただきます。
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（入院期間中の利用料金）

入院期間中であっても、居室料金及び水道光熱費をご負担いただきます。しかし、ご利用者が利用していた居室を短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

(4) 居室明け渡し

ご利用者は、契約終了日に退去するものとする。また、退去後早急に入居前の状態に現状復帰していただきます。

7 身体拘束の禁止について

ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際のご利用者の心身の状況、または緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

8 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

事業所、サービス従事者、職員は、業務上知り得たご利用者またはその家族等に関する事項を、正当な理由なく他のサービス従事者や職員等に漏洩いたしません。

- (1) 職員は採用時の雇用契約書において、守秘義務を遵守する旨締結します。
- (2) 守秘義務は、本契約の終了後または事業所の破産後においても、もしくは施設の職員が退職した後も存続します。
- (3) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (4) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

9 情報の提供について

当事業所が、ご利用者の情報を他機関に提供する場合は、以下のとおりです。

- (1) ご利用者に医療上または介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等にご利用者の心身に関する情報を提供することができます。
- (2) ご利用者が退所する場合、退所のための援助について他医療機関等に情報を提供する必要があると認められる場合には、あらかじめ文書でご利用者の同意を得るものとします。

10 緊急時の対応

容態急変時・事故発生時等の対応については、以下のとおりです。

- (1) ご契約者の容態が急変した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者の家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

11 非常災害対策について

施設の消防計画書に基づき訓練計画を立て、火災・地震等の非常災害に備えるため定期的に避難・誘導・救出その他の訓練を行います。

12 業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施。
- (2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を実施。

13 事故発生時の対応

利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供により自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

14 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための指針の整備
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る
 - ③ 虐待を防止する為の従事者に対する研修の実施
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

15 施設の造作・模様替えの制限について

ご利用者及びご利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは事業所に対して予め書面等によりその内容を届け出て事業所の確認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時における現状復帰に係る費用については、ご利用者またはご利用者代理人のご負担とします。

16 残置物引取について

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合、ご家族又は代理人が入居者に変わりお引き取り願います。

17 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。
また、苦情受付ボックスを1階受付窓口に設置しています。

○苦情解決責任者 管理者 高橋 勝久
 ○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 宮田 縁
 連絡先 0285-81-6500（当施設）
 ○受付時間 毎日 9:00～17:00
 ○第三者委員 金野 誠
 佐々木 孝夫

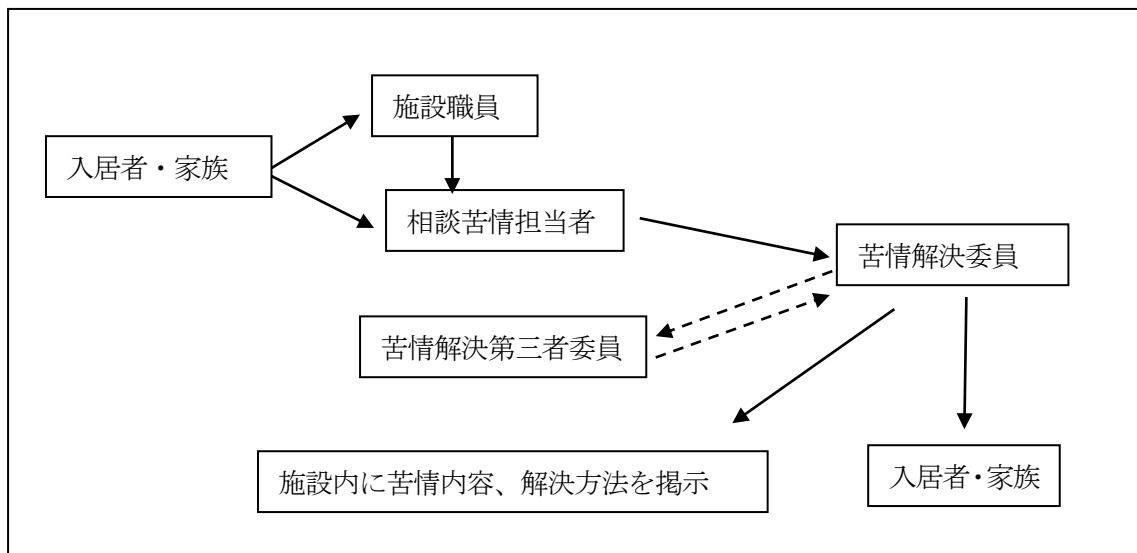
(2) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市健康福祉部 高齢福祉課介護保険係	所在地	真岡市荒町5191
	電話番号	0285-83-8094
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-643-2220（直通）
	受付時間	8:30～17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941
	受付時間	9:00～16:00

(3) 相談・苦情に関する体制及び手順

《苦情処理体制》

苦情処理フロー図



サービス利用料金

(ア) 基本料金（1日分）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,915円	要介護2 7,635円	要介護3 8,396円	要介護4 9,136円	要介護5 9,846円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,223円	6,871円	7,556円	8,222円	8,861円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	692円	764円	840円	914円	985円

(イ) 加算料金

加算料金 【加算内容】	利用料金	自己負担分 (1割負担の場合)	備考
日常生活継続支援加算（II）	466円	47円	1日あたり
看護体制加算（I）イ ※又は（II）イ	122円 233円	12円 23円	1日あたり
夜勤職員配置加算（II）イ	466円	47円	1日あたり
口腔衛生管理加算（II）	1115円	112円	1月あたり
科学的介護推進体制加算（II）	507円	51円	1月あたり
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬の 14%	介護報酬の14%	1月あたり
看取り介護加算 (該当者のみ) 1日あたり	730円 1,460円 6,895円 12,979円	73円 146円 690円 1,298円	死亡日以前31日～45日 死亡日以前4日～30日 死亡日以前2日又は3日 死亡日
初期加算 1日あたり	300円	30円	入居した日から30日以内の期間
療養食加算（該当者のみ）	61円	6円	1回あたり
短期入院又は外泊時加算 (該当者のみ)	2494円	249円	1日当たり 月6日を限度
※排泄支援加算（I）	101円	10円	1月あたり

※褥瘡マネジメント加算 (II)	131円	13円	1月あたり
※個別機能訓練加算	122円	12円	1日あたり

※施設環境が条件を満たした場合の加算となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。